

令和3年第6回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年6月24日(木) 開会 午後1時58分

2. 開催場所 入間市庁舎 C棟 5階 501会議室

3. 出席委員(11人)

会長 12番 中島敦夫

会長代理 4番 久保田勝

委員 1番 友野秀一 2番 平塚尚吾 3番 吉川光彦

5番 池谷昭二 6番 田嶋正明 7番 増田恒治

8番 法師 励 9番 加藤敏夫 10番 中島伸吉

4. 欠席委員(1人)

11番 宮岡幸江

5. 早退委員(0人)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 1番 友野秀一 2番 平塚尚吾

第2 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請の意見具申について

議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定
について

議案第4号 生産緑地法による買取り申し出に伴う農業の主たる従事者の証明について

議案第5号 入間都市計画生産緑地地区の変更に係る意見について

議案第6号 農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積の設定について

7. 農地利用最適化推進委員

山畑義行 堀井正信 太間雅嗣

野村雅紀 豊泉 隆 岩田孝三郎

中村郁夫 中村義男 清水裕司

宮岡康光

8. 農業委員会事務局職員

| | |
|------|-------|
| 事務局長 | 吉野 博明 |
| 主 幹 | 河西 多郎 |
| 主 事 | 中島 健人 |

9. その他の出席者
なし

10. 会議の概要

○議長

ただいまの出席は、農業委員11名、農地利用最適化推進委員10名であります。農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第6回入間市農業委員会を開会いたします。

欠席の届出は、11番、宮岡幸江委員です。

会期についてお諮りいたします。会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、1番、友野秀一委員、2番、平塚尚吾委員、以上2名を指名いたします。

本日の付議議案は、お手元に配付してありますとおりです。

なお、議事参与の制限の規定により、議案第2号2番は山畑義行推進委員が、議案第3号1番は太間雅嗣推進委員が当該事案の審議開始から終了まで退席をさせていただくこととなります。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請の意見具申について議題といたします。

本議案は各担当委員による議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号と当事者の氏名、筆数、合計面積、申請理由、摘要のみを読み上げるようお願いいたします。

なお、議事録における土地の表示等は巻末に議案書を添付することで対応します。

それでは、1番を議題といたします。

担当、2番、平塚尚吾委員、説明を願います。

○農業委員2番(平塚尚吾君)

2番、平塚です。議案第1号1番についてご説明申し上げます。なお、読み上げにつきましては一部省略させていただきます。

1番、当事者、〇〇〇〇。筆数、4筆。合計面積、1,166平方メートル。申請理由、

藤沢地区推進委員の清水です。

ただいま平塚委員から申されたとおり、周りには農地もなく、住宅街ということで、農地への影響はないと思われます。ぜひともよろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

ただいまの議案第1号の1番については、申請人の所有農地に近隣住民を対象とした貸駐車場を設置するための農地転用許可申請でございます。

お手元のほうに施設の配置図というのが、A3のものが1枚置かせていただいておりますが、併せて御覧いただければと思います。

都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ございません。

続きまして、農地法第4条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当しません。また、農地の集団性については、隣接する農地はなく、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請による事業の目的を達成することができると認められない」に合致いたします。

また、一般基準についてあらかじめ事務局にて審査したところ、資金計画については敷地造成の経費を〇〇〇〇〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。このほか、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地への影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありました。質疑がありましたらお願いいたします。

(ありません。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件は許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

続きまして、議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題といたします。

本議案では、各担当委員による議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号ごとに当事者、相続人の氏名、筆数、合計面積のみを読み上げるようお願いいたします。

それでは、1番を議題といたします。

担当、6番、田嶋正明委員、説明を願います。

○農業委員6番(田嶋正明君)

担当、6番、田嶋です。議案第2号の1番について説明いたします。読み上げについては、一部省略させていただきます。

当事者、被相続人、〇〇〇〇。筆数、2筆。合計面積、2,350平米。

6月19日土曜日に担当推進委員の中村さんと現地を視察しました。場所は案内図のとおり、〇〇〇〇〇の市道の南側にあります。申請地は、トラクターでの耕うんがされ、きれいに管理されておりました。〇〇さん、〇〇歳は〇〇で、家族は〇〇〇〇〇です。所有の耕作地は〇〇〇〇を含め5反5畝で、露地野菜、ジャガイモ等の栽培がされているとのこと。農機具は、トラクター1台、軽トラック1台を所有しています。納税猶予の更新に際して特に問題はないかと思われませんが、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村郁夫委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございま

したらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（中村郁夫君）

宮寺・二本木地区推進委員の中村です。

ただいま田嶋委員さんの説明のとおり、現地を確認しましたが、農地として使用しており、特に問題ないと思われますので、審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長

担当委員等の説明がありましたが、今後も引き続き農業経営を行う者と認められますので、適格者として認めることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、2番を議題といたします。

なお、議事参与の制限の規定により、山畑義行推進委員には当該事案の審議終了まで退席をお願いします。

（農地利用最適化推進委員 山畑義行委員退席）

○議長

担当、7番、増田恒治委員、説明願います。

○農業委員7番（増田恒治君）

7番、増田です。議案第2号の2番についてご説明を申し上げます。なお、読み上げについては一部省略させていただきます。

2番、相続人、〇〇〇〇。筆数、1筆。合計面積、846平米。

6月22日に現地確認と〇〇さんから現地にて話を伺ってきました。農地の状況や耕作状況は、お茶と里芋、キャベツを作付していました。また、雑草もなく、手入れが行き届いていました。農機具の状況については、軽トラック2台、茶刈機を含め一式そろっております。特に問題はないかと思われますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員の説明がありましたが、今後も引き続き農業経営を行う者と認められますので、

適格者として認めることにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定しました。

ここで、山畑義行推進委員の退席を解除します。

(農地利用最適化推進委員 山畑義行委員復席)

○議長

次に、3番を議題といたします。

担当、2番、平塚尚吾委員、説明をお願いします。

○農業委員2番(平塚尚吾君)

2番、平塚です。議案第2号の3番についてご説明を申し上げます。なお、読み上げにつきましては一部省略させていただきます。

3番、相続人、氏名、〇〇〇〇。筆数、3筆。合計面積、9,159平方メートル。

6月19日に現地確認と〇〇さんから電話にて話を伺ってきました。〇〇〇の畑のほうはきれいに耕うんされており、また〇〇〇の畑のほうは栗林として管理されておりました。農機具はトラクター1台、耕運機3台、茶刈機4台、茶刈機用の裾刈り等、全てそろっております。管理のほうは丁寧にされておりますので、納税猶予に関する適格者としては特に問題ないかと思われまます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、清水裕司委員、藤沢地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員(清水裕司君)

藤沢地区推進委員の清水です。

ただいま平塚委員さんが申されたとおり、何の問題もないかと思われまますので、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、今後も引き続き農業経営を行う者と認められますの

で、適格者として認めることにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、4番を議題といたします。

担当、8番、法務委員、説明願います。

○農業委員8番(法務 勸君)

8番、法務です。議案第2号4番についてご説明申し上げます。なお、読み上げについては一部省略させていただきます。

4番、相続人、氏名、〇〇〇。筆数、7筆。合計面積、6,297平米。

6月23日に野村推進委員と一緒に現地確認をしてまいりました。杉、ヒノキの苗がきれいに植わっていきまして、あと〇〇〇〇で耕作、農機具の状況もトラクター1台、耕運機3台、普通トラック2台、軽トラック1台を所有して、特に問題ないと思いますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

次に、野村雅紀委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員(野村雅紀君)

金子上推進委員の野村です。

ただいま法務委員の説明があったとおり、問題はないかと思われまふ。ご審議をよろしくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、今後も引き続き農業経営を行う者と認められますので、適格者として認めることにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定についてを議題といたします。

本議案では、各担当委員及び事務局による議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号ごとに当事者、借受人の氏名、筆数、合計面積、利用権種類のみを読み上げるようお願いいたします。

それでは、1番を議題といたします。

なお、議事参与の制限の規定により、太間雅嗣推進委員には当該事案の審議終了まで退席をお願いいたします。

(農地利用最適化推進委員 太間雅嗣委員退席)

○議長

担当、5番、池谷昭二委員、説明願います。

○農業委員5番（池谷昭二君）

5番、池谷です。議案第3号の1番についてご説明を申し上げます。なお、読み上げについては一部省略させていただきます。

1番、借受人、〇〇〇。筆数、1筆。面積、1,701平方メートル。利用権種類、使用貸借権。

6月の18日に借受人の〇〇〇さんに、貸付人の〇〇さんと私、3人で現地を見ていただきました。また、耕作状況などをそのときに確認し、話を伺ってきました。〇〇さんは、現在耕作面積が自作地88アール、借入地419アール、合計507アールの〇〇〇の野菜農家です。農業機械も耕運機4台、トラクター1台、軽トラック4台など、必要なものは一式保有しております。また、〇〇さんは入間市の〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇の農地もたくさん借りております。耕作物は、葉物を中心に多種にわたります。販売先は、学校給食はじめ大手スーパー、特売所です。なお、研修生も受け入れ、若手の指導も行っております熱心な農家でございます。申請地は、案内図のとおり〇〇〇〇〇の西側にある農地で、作付はされておりませんが、管理された普通畑で、利用権設定後は野菜畑として利用する予定です。

以上、利用権設定の設定に関して問題はないと思われませんが、よろしくご審査くださいますようお願い申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

ただいまの議案第3号の1番は、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。池谷委員さんより説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想に定める条件に合致するとともに、借受人の現在の経営面積は507アールであり、この農地を全て耕作しております。今回新たに借り受ける農地は1,701平方メートルで、合計524アールが経営面積となります。また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありました。利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

ここで、太間雅嗣推進委員の退席を解除いたします。

(農地利用最適化推進委員 太間雅嗣委員復席)

○議長

次に、2番を議題といたします。

この議案については、初めに事務局に説明を求め、その後担当委員に説明を願います。

それでは、事務局から説明を願います。

○事務局

それでは、初めに議案書を読み上げさせていただきます。読み上げにつきましては、一部省略をさせていただきます。

2番、当事者、借受人、公益社団法人埼玉県農林公社、1筆、773平方メートル、使

用貸借権。

続きまして、説明に入らせていただきます。ただいまの議案第3号の2番は、農地中間管理機構である埼玉県農林公社が新規就農者のための研修地を設けるため、農地中間管理事業に基づく利用権設定を行うものでございます。利用権の設定期間は、令和3年8月1日から令和5年3月31日までの1年7か月でございます。借り賃は、使用貸借権ですので、なしとなっております。農地中間管理事業で利用権を設定する場合の要件としましては、1点目として入間市の農業経営基盤の強化促進に関する基本的構想に適合するか、2点目としまして所有権を有する者の同意を得ているかの2点となります。このことを踏まえまして、本案件は入間市の定める農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の条件に合致しており、所有権を有する者の同意についても農地利用権設定等申出書により確認していることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

続いて、担当、4番、久保田勝委員、説明願います。

○農業委員4番（久保田 勝君）

4番、久保田です。

6月19日に現地を確認してきました。申請地は〇〇〇〇〇〇〇の川を挟んで南側の高台にあり、多少草が生えていましたが、耕された状態で農林公社の研修畑として利用することに問題はないと思います。よろしくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

次に、堀井正信委員、東金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（堀井正信君）

東金子地区推進委員の堀井です。

ただいま久保田委員の申されましたとおり、何ら問題はないかと思われまふ。よろしくお願ひいたします。

○議長

ありがとうございました。

事務局及び担当委員の説明がありましたが、本件は農地中間管理機構である埼玉県農林公社が農地中間管理権の取得のため、利用権の設定を受けるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

次に、3番を議題といたします。

担当、2番、平塚尚吾委員、説明願います。

○農業委員2番(平塚尚吾君)

2番、平塚です。議案第3号の3番についてご説明を申し上げます。なお、読み上げにつきましては一部省略させていただきます。

3番、借受人、〇〇〇。筆数、1筆。面積、1,811平方メートル。利用権種類、使用貸借権。

6月19日に耕作状況など、現地を確認してまいりました。〇〇〇さんは、以前、新規就農者としてこちらのほうの農業委員会にも議案が上がっておりますが、そちらの畑のほうもきれいに整地されており、特に問題ないかと思われまますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、清水裕司委員、藤沢地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員(清水裕司君)

藤沢地区推進委員の清水でございます。

ただいま平塚委員が申されたとおり、何の問題もないと思われまますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

議案第3号の3番は、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。平塚委員さんより説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想に定める条件に合致するとともに、借受人の現在の経営面積は22アールであり、その農地を全て耕作しております。今回新たに借り受ける農地は1,811平方メートルで、合計41アールが経営面積となります。また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありました。利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第4号 生産緑地法による買取り申し出に伴う農業の主たる従事者の証明について、1番を議題といたします。

この議案については、初めに事務局の説明を求め、その後担当委員に説明を願います。なお、事務局による議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号と当事者、申出人の氏名、筆数、合計面積のみを読み上げるよう願います。

それでは、事務局から説明願います。

○事務局

それでは、初めに議案を読み上げさせていただきます。

1番、申出人、〇〇〇〇〇〇〇、2筆、計3,945平方メートル。

それでは、説明に入らせていただきます。生産緑地地区の農地を耕作していた方が亡く

なられ、全ての農地を耕作することが難しくなったため、申出人から市へ生産緑地法に基づく買取り申出をする際に必要な証明である生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願が当農業委員会に提出をされました。このことから、議案書にある買取り申出の事由の生じた者が農地の耕作者であったことへの証明について審議をお願いするものでございます。なお、証明は議案書にあります2筆、3, 945平方メートルでの証明となりますが、市へ買取り申出を行う部分は3, 945平方メートルのうち東側の半分ほどの面積で、残りの部分は生産緑地地区の農地として継続されるということで聞いております。

説明につきましては以上でございます。

○議長

続いて、担当、9番、加藤敏夫委員、説明願います。

○農業委員9番（加藤敏夫君）

9番、加藤です。議案第4号1番について説明申し上げます。

6月19日に宮岡推進委員と一緒に現地確認と〇〇〇〇さんから話を伺ってまいりました。場所は新光です。〇〇〇〇〇の会社から東へ200メートル行った〇〇〇〇〇〇〇〇〇の一角でございます。申し出た畑は、現在は作付してありませんけれども、きれいに管理されておりました。したがって、事由の生じた者が主たる従事者であることを確認してまいりました。このことから、農業の主たる従事者証明の交付について何ら問題ないと思っておりますが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、宮岡康光委員、西武地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（宮岡康光君）

西武地区推進委員の宮岡です。

ただいまの加藤委員の説明のとおりで、特段問題ないと思われますので、よろしく願いします。

○議長

担当委員等の説明がありましたが、生産緑地法に係る買取り申し出に伴う農業の主たる

従事者の証明でございます。この主たる従事者を認めることについてご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、主たる従事者であることの証明を行うことに決定いたしました。次に、議案第5号 入間都市計画生産緑地地区の変更に係る意見について、1番を議題といたします。

この議案については、初めに事務局に説明を求め、その後担当委員に説明を願います。

なお、事務局による議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号と土地所有者の氏名、筆数、合計面積、生産緑地、地区番号のみを読み上げるよう願います。

それでは、事務局から説明を願います。

○事務局

それでは、初めに議案書を読み上げさせていただきます。

生産緑地法施行規則（昭和49年8月19日建設省令第11号）及び平成3年9月10日付建設省都公緑発第77号建設省都市局長通知に基づき、入間都市計画生産緑地地区の変更について、農業委員会の意見を求めるもの。

1番、変更前、土地所有者、〇〇〇〇〇、1筆、800平方メートル。同じく変更前、〇〇〇〇、4筆、以上5筆の合計で3,598平方メートル。生産緑地地区番号、第98号生産緑地地区。

次に、変更後、〇〇〇〇〇、1筆、800平方メートル、第98号生産緑地地区（一部廃止に伴う変更）。

続きまして、説明のほうに入らせていただきます。議案第5号の1番については、第98号生産緑地地区の一部に、生産緑地法第8条の生産緑地地区内における行為の制限の適用の除外となる公共施設等に該当する特別養護老人ホームが令和3年4月1日に開設をされました。このことから、入間市長より農業委員会に対し、生産緑地地区の廃止による影響について意見を求められているものでございます。求められている意見の内容は2点ございまして、1点目が農地の減少について、2点目が周辺農地に与える影響についてでございます。この2点の内容について、支障はないか協議をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長

続いて、担当、2番、平塚尚吾委員、説明願います。

○農業委員2番（平塚尚吾君）

2番、平塚です。議案第5号の1番についてご説明申し上げます。

6月19日に現地確認をしてみました。周辺は民家、そして南側には〇〇〇という喫茶店、そして東側には国道463号という国道に面しております。1点目の市内の農地の減少についてですが、市街化区域内の農地であり、市街化を促進する区域であることから支障はないものと思われます。2点目の周辺農地に与える影響についてですが、隣接の農地は第98号生産緑地地区で残るため、特に影響はないものと考えられます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、清水裕司委員、藤沢地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（清水裕司君）

藤沢地区推進委員の清水でございます。

ただいま平塚委員が申されたとおり、何の問題もないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、この件につきまして、何かご意見ございましたらお願いいたします。ございませんか。

（なし。の声）

○議長

それでは、農業委員会としての意見とまとめたいと思います。

農業委員会としては、「特に意見はありません」という旨で回答してよろしいでしょうか。賛成の方は、挙手をお願いします。

（挙手全員）

○議長

全員賛成でございます。

本件の意見聴取の回答としては、「特に意見はありません」ということに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積の設定についてを議題とします。

事務局に説明を願います。

○事務局

それでは、初めに議案の朗読をさせていただきます。

議案第6号 農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積の設定について。

農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積の設定について、農地法施行規則第17条に基づき設定を行うか決定する。

農地法第3条第2項第5号条文（別紙1参照）

現行50アール（設定なし）、決定案50アール（設定なし）。

それでは、説明に入らせていただきます。皆様に議案書のほうですが、別紙ということをつけさせていただきました、条文が書かれた表紙のも併せて御覧をいただければと思います。農地法第3条による農地取得等の許可要件の一つに、農地法第3条第2項第5号による下限面積要件の設定がございます。これは農地を取得する者の総農地面積が50アール以下では許可できないと規定をされておりますが、別紙1の農地法の条文です、第3条第2項第5号の部分、3行目の枠で囲われた部分です。そちらのほうで、県では50アール、下の括弧内で、どちらも枠で囲まれた部分が、農業委員会の判断で下限面積を50アール以下に引き下げて設定することができるとも規定をされております。毎年この別段の面積の設定に関して、その必要性を検討することが求められております。別段の面積を設ける場合の基準については、農地法施行規則第17条に別紙、こちらのほうは別紙1の中ほどになります。枠で囲まれた部分です。自然的、経済的な条件から見て、営農条件がおおむね同一と認められる区域を単位として、定めようとする面積より少ない面積で営農する農家数の割合が総農家の100分の40を下らないように算定すると規定をされております。下らないとは、100分の40を超える割合のことでございます。入間市においては、同一の区域は営農条件がおおむね同一と認められることから、市内全域を1地域として考えられます。また、農家数の割合は2020年の農林業センサスによりますと、入間市の

総農家数は880戸であり、うち50アール未満の農家数は618戸で、割合としては100分の70でございます。30アール未満は545戸で、割合としては100分の62となります。これを法令要件に照らし合わせますと、入間市では30アールまで下限面積を下げることが可能だということになります。しかしながら、担い手への農地利用の集積、集約化を進める意味でも安定した農業経営を継続していくためには50アール程度の農地については必要であると考えられること、また50アール未満の小規模な農家、新規就農者についても現在は農業機械を利用した耕作が主流であり、新たな農地を求める際に、50アール未満でないと耕作ができない場合はほとんどないと考えられることから、今年度も別段の面積については設定しないということで議案のほうを設定させていただきました。ご審議を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

事務局の説明がありましたが、質疑ありましたらお願いいたします。何かございませんか。

参考のために近隣の市町村の……

○事務局

参考にちょっと近隣の市町村に伺ったところ、所沢市につきましては、50アールの下限面積のほうを設定しないということで、決定を令和3年の3月にしているということで伺っております。それと、狭山市さんのほうなのですが、新たに別段の面積を設定する予定は今のところはないということで伺っております。それと、飯能市さんですが、飯能市のほうにつきましては、場所によって50アール、30アール、5アールと、地域によって変わっております。それで、令和3年の6月に一応そちらのほう、今年も変更する予定はないというふうにご伺っております。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

ほかに何かございませんか。

(ありません。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積については設定しないことに決定いたしました。

報告事項に入ります。

農地法第3条の3の規定による届出については2件、同法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出については1件、同法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については8件、それぞれ入間市農業委員会事務局事務専決規程第3条の規定により専決処分され、同規程第5条により報告第1号、第2号及び第3号のとおり報告がありました。

また、相続税の納税猶予に関する引き続き特定貸付けを行っている旨の証明1件については、同規程により報告第4号のとおり専決処分されたことを報告いたします。

なお、報告第4号の証明については、事務局に説明を願います。

○事務局

それでは、議案のほうの朗読は省略をさせていただきます。ページは12ページでございます。報告第4号の1番になります。報告第4号の1番は、相続人が相続税の納税猶予の適用を受けている農地について、引き続き特定貸付けを行っていることに関して、農業委員会が証明を行うものでございます。平成21年度の税制改正前の相続税の納税猶予制度は、自ら農業を営むことが前提で、貸付地への適用はできませんでしたが、平成21年度の税制改正により、相続人が相続税の免除前に営農を停止し、他の農業者へ貸付けを行う場合も納税猶予が継続される制度に改正をされました。この制度による貸付けが特定貸付けでございます。本案件の相続人は相続開始以降、自ら農業を営むことを前提に相続税の納税猶予の適用を受けておりましたが、平成28年4月1日から10年間の期間で公益社団法人埼玉県農林公社へ農業経営基盤強化法に基づく貸付けを行うとともに、相続税の特定貸付けの適用を受けておりました。このたびの証明は、相続人が平成28年4月1日以降、公益社団法人埼玉県農林公社へ引き続き特定貸付けを行っていることを農業委員会が証明するもので、貸付けの期日は事務局で把握しており、現地も事務局で確認をしておりますが、借受人の農業経営

状況までを確認するものではないため、令和3年5月18日付で証明書を発行いたしました。

説明につきましては以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

事務局の説明がありましたが、質疑ありましたらお願いいたします。ありませんか。

○議長

なければ、質疑を終わります。

これで付議された議案は全て終了いたしましたので、委員会を閉会し、協議会に切り替えます。

閉会 午後 2時45分